

各機関の取組紹介及び 情報提供

(気象庁p.1-7、農林水産省p.8-16、国土交通省p.17-26)

令和8年2月17日

1 今年度の地域防災支援業務の推進状況について（高知県での取組）

平時

- ・市町村との「顔の見える関係」深化
- ・気象防災ワークショップの開催
- ・地域防災計画等への助言
- ・市町村の過去災害に関する解説資料作成
- ・市町村の職員研修への講師派遣

緊急時

- ・防災メール等による注意喚起
- ・台風説明会等による注意警戒の呼びかけ
- ・ホットラインによる助言
- ・気象庁防災対応支援チーム（JETT）派遣

災害後

- ・自治体等と共同で「振り返り」を実施

「あなたの町の予報官」による地域防災支援業務

日常的に担当者との緊密な連携を図り、緊急時には自治体の防災対応を積極的にサポート。



市町村との「顔の見える関係」深化

- 市町村訪問
- ・出水期前に気象台から発表する防災気象情報の再確認
 - ・防災メール、ホットラインの紹介
- 日常的な防災対策へのサポート
- ・地域防災計画などへの助言
- 気象防災ワークショップ（11市町村が参加）



【気象防災ワークショップ】

ホットライン等の実施、JETT派遣

- ・令和6年4月の豊後水道での地震 宿毛市へJETT派遣
- ・令和6年8月の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
解説資料に関する説明を実施
県災害対策本部会議で解説を実施
市町村へホットラインを実施
- ・令和7年9月台風第15号
オンライン説明会
高知県へJETT派遣
ホットライン・防災メール



【県危機管理連絡員会議】

「振り返り」の業務改善への活用

災害時等の対応を振り返り、平時・緊急時の業務へフィードバック



【越知町との振り返り】

自治体の防災対応や防災気象情報の活用状況を把握するとともに、気象台への要望や意見交換等を実施。

- ・令和7年7月ロシア、カムチャツカ半島 東方沖の地震等 沿岸部の市町村へアンケート
- ・令和7年7月17、18日の大雨 対面での意見交換(3市町村)
いの町、越知町、佐川町

観測の強化、予測の強化により、線状降水帯に関する情報の段階的な改善を実施しています。

- **令和8年**から、**2～3時間前**を目標にした予測情報を提供予定
 - **令和11年**から、半日前に**市町村単位**で線状降水帯発生の可能性が把握可能な分布形式の情報を提供予定
- 情報のリードタイムを伸ばし、また、情報の発表の対象地域を狭めることで、国民ひとりひとりに危機感を伝え、防災対応につなげていきます。

「迫りくる危険から直ちに避難」→情報のリードタイムをのばす

発生情報

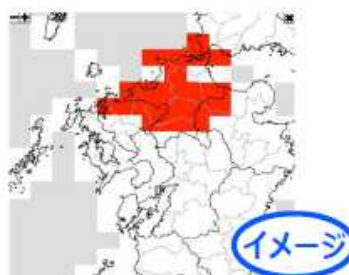
令和3年	線状降水帯の発生をお知らせする情報
令和5年	最大 30分 程度前倒し



線状降水帯の雨域を楕円で表示

直前予測

令和8年
2～3時間前を目標に
予測情報を発表



イメージ

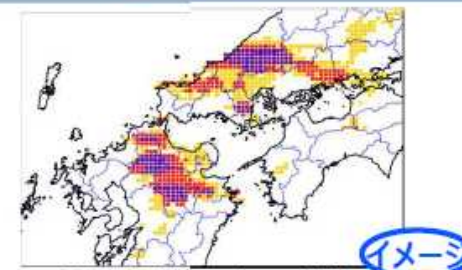
補足情報として、線状降水帯による大雨の恐れがある大まかな領域を
図情報で表示（予定）

半日前予測

令和4年	地方単位 で予測
令和6年	府県単位 で予測

↓ さらに対象地域を狭める

令和11年
市町村単位で把握可能な危険度分布形式の情報を提供



イメージ

線状降水帯発生の可能性が把握可能な分布形式で表示（予定）

3 防災気象情報の改善について

令和7年12月
水管理・国土保全局、気象庁

- 河川氾濫等に関する情報は、洪水予報河川のみを対象とした河川ごとの情報とし、これを一般向けの警報扱いとする。これまでの気象台による市町村ごとの洪水警報・注意報の発表は行わない。
- 水位周知河川の氾濫危険情報等のレベル毎の水位の情報は、警戒レベルとの関係を含めてこれまで通りの運用とし、洪水予報河川への移行を促進する。
- 浸水害を対象とした大雨特別警報・警報・注意報は、大雨に関する情報として警戒レベル毎に整理し、警戒レベル相当情報として位置づけ。洪水予報河川以外の河川についても大雨に関する情報の中で一緒に扱う。

河川氾濫等に関する情報				大雨に関する情報	
分類	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の河川も含む洪水警報等		
河川数	約400河川	河川事務所・都道府県による水位情報は、これまでどおり発表することとし、 警戒レベルとの関係は変更しない。		-	
発表主体	河川事務所または都道府県と気象台			当面は、大雨に関する情報でも扱う。 〔 洪水予報河川への移行を促進 〕	気象台
発表単位	河川ごと				市町村ごと
対象とする主な現象	外水氾濫				内水氾濫及び 洪水予報河川以外の外水氾濫
発表指標	水位（実測・予測）				表面雨量指数・流域雨量指数 （解析・予測）
情報名称	5	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報		
	4	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報		
	3	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報		
	2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報		
	1	早期注意情報	早期注意情報		

- **警戒レベル**は、住民が災害時にとるべき避難行動が直感的にわかるよう、**避難情報等を5段階に整理**したもの。（例：レベル4 = 避難指示、レベル3 = 高齢者等避難）
- **防災気象情報**は、**避難情報の発令や住民の自主避難の参考となる「警戒レベル相当情報」**という位置づけですが、警戒レベルとの関係が分かりづらかったため、その改善を図りました。

警戒レベル				現在の防災気象情報（警戒レベル相当情報）				
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報（避難情報等）	防災気象情報				
				洪水等に関する情報			土砂災害	高潮害
			指定河川洪水予報（河川毎）	洪水害（市町村毎）	大雨浸水害（市町村毎）			
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保	氾濫発生情報	大雨特別警報（浸水害）	大雨特別警報（土砂災害）	高潮氾濫発生情報	
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示	氾濫危険情報		土砂災害警戒情報	高潮特別警報 高潮警報	
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※	高齢者等避難	氾濫警戒情報	洪水警報	大雨警報（浸水害）	大雨警報（土砂災害）	警報に切り替える可能性が高い高潮注意報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報	氾濫注意情報	洪水注意報	大雨注意報		高潮注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報					

市町村は、警戒レベル相当情報などを参考に、避難指示等の発令を判断する

<警戒レベル4までに必ず避難！>

防災気象情報と警戒レベルとの関係が分かりづらいという課題があり、「防災気象情報に関する検討会」において2年半かけて検討。その最終とりまとめ（令和6年6月）に沿って防災気象情報を改善。

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル4相当の情報として危険警報を新設。**
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表。**（例：レベル4大雨危険警報等）

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
----- <警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！> -----					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

<現在の河川氾濫等に関する情報>

河川氾濫等に関する情報				大雨に関する情報
分類	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の河川も含む 洪水警報等	
河川数	約400河川	約1,800河川	-	-
発表主体	河川事務所または 都道府県と気象台	河川事務所または都道府県	気象台	気象台
発表単位	河川ごと	河川ごと	市町村ごと	市町村ごと
対象とする 主な現象	外水氾濫	外水氾濫	外水氾濫	内水氾濫
発表指標	水位（実測・予測）	水位（実測）	流域雨量指数・表面雨量指数 （解析・予測）	表面雨量指数（流域雨量指数） （解析・予測）
情報名称	5	氾濫発生情報	氾濫発生情報	大雨特別警報（浸水害）
	4	氾濫危険情報	氾濫危険情報	
	3	氾濫警戒情報	氾濫警戒情報	大雨警報（浸水害） 大雨注意報
	2	氾濫注意情報	氾濫注意情報	※警戒レベル相当情報としての位置づけなし
	1	早期注意情報		早期注意情報

- 河川ごとの情報（水防活動用の情報）と市町村ごとの情報（一般向けの警報等）がある。
- 気象台の発表情報に、警戒レベル4相当や5相当の情報がないものがある。
- 大雨警報・注意報は、警戒レベル相当情報としての位置づけがない。

流域治水の推進に向けた農林水産省の取組

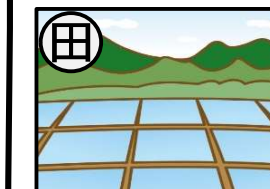
農林水産省
農村振興局

農地・農業水利施設を活用した主な流域治水対策の支援事業

流域治水の取組を推進する事業制度～施設の整備から管理まで～



- ① 国営かんがい排水事業
- ② 水利施設整備事業
- ③ 基幹水利施設管理事業
- ④ 水利施設管理強化事業



- ② 水利施設整備事業
- ⑦ 農業競争力強化農地整備事業
農地中間管理機構関連農地整備事業
国営農用地再編整備事業
農地耕作条件改善事業
- ⑧ 多面的機能支払交付金

農業用ダムの活用

○ 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで洪水調節機能を発揮。

○ 降雨をダムに貯留し、下流域の氾濫被害リスクを低減。
〔各地区の状況に応じて、放流水を地区内の調整池等に貯留〕

大雨による流入
事前に水位低下

【施設の整備等】

- 施設改修、堆砂対策、施設管理者への指導・助言等

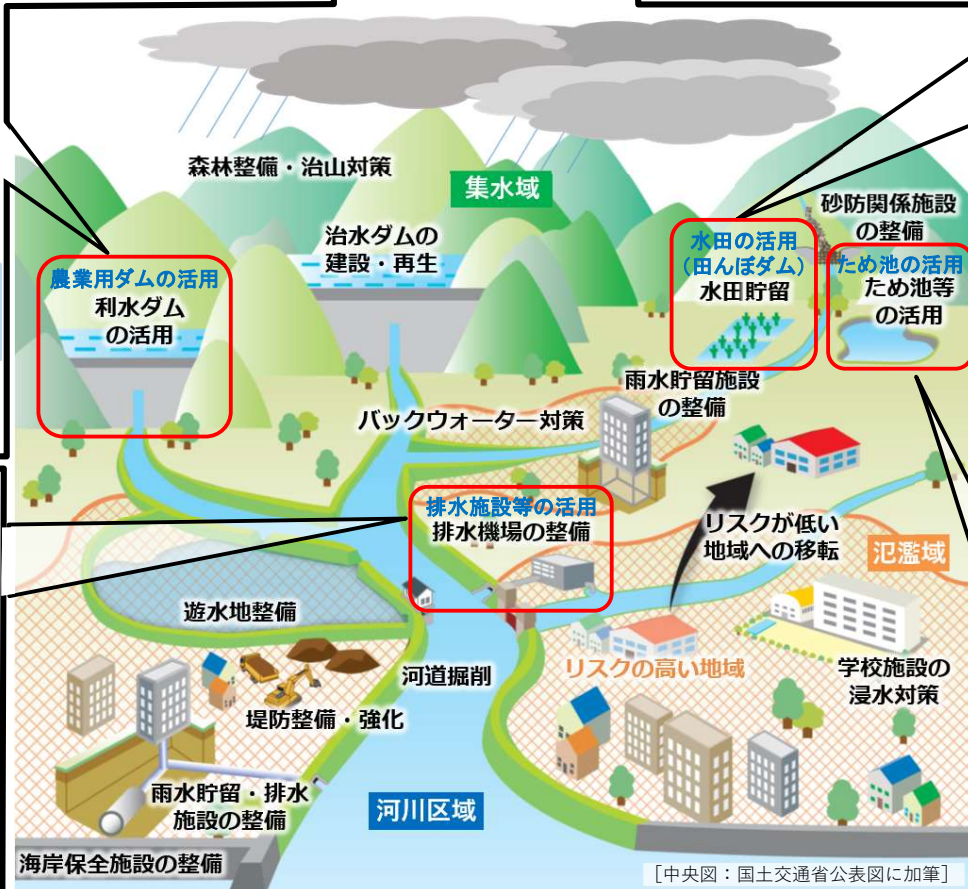
水田の活用（田んぼダム）等

○ 「田んぼダム」（落水口に流出量を抑制する板等を設置し、水田に降った雨をゆっくりと排水）の取組によって洪水被害リスクを低減。

流出調整板の例
流出調整板
水位調整板
流出を抑制
雨水を貯留
排水枘

【施設の整備等】

- 水田整備、「田んぼダム」の取組促進、農地の保全



排水施設等の活用

○ 農業用の排水路や排水機場・樋門等は、市街地や集落の氾水も防止・軽減。

排水機場と周辺の市街地
水路・クリーク

【施設の整備等】

- 老朽施設改修、ポンプ増設、降雨前の排水操作、水管理システムの整備等

ため池の活用

○ 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで洪水調節機能を発揮。

▽ F.W.L. 降雨前に水位を低下
▽ 事前放流による低下水位

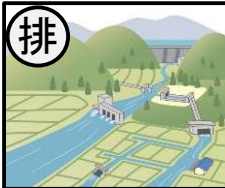
堆体

○ 農業用水の貯留に影響のない範囲で、洪水吐きにスリット（切り欠き）を設けて貯水位を低下させ、洪水調節容量を確保。

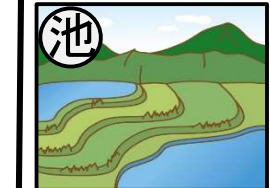
スリット設置の例

【施設の整備等】

- 堤体補強、洪水吐き改修、施設管理者への指導・助言等





- ① 国営かんがい排水事業
国営総合農地防災事業
- ② 水利施設整備事業
- ③ 基幹水利施設管理事業
- ④ 水利施設管理強化事業
- ⑤ 農業水路等長寿命化・防災減災事業
- ⑥ 農村地域防災減災事業
- ⑧ 多面的機能支払交付金





- ② 水利施設整備事業
- ④ 水利施設管理強化事業
- ⑤ 農業水路等長寿命化・防災減災事業
- ⑥ 農村地域防災減災事業

① 国営かんがい排水事業／国営総合農地防災事業

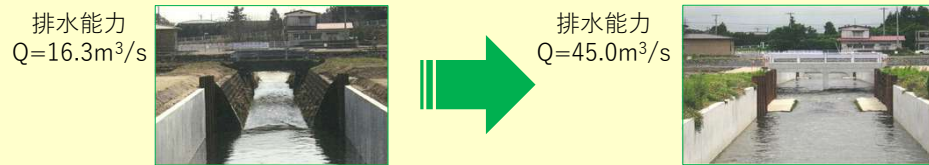
目的		農業用ダムの活用 排水施設等の活用	事業 実施 主体	国
				

② 水利施設整備事業

目的		農業用ダムの活用 水田の活用「田んぼダム」 排水施設等の活用 ため池の活用	事業 実施 主体	都道府県 市町村 土地改良区等
				

- 事業名：国営かんがい排水事業（国営流域治水対策事業）
- 実施内容：「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づく治水協定を締結済み又は締結する見込みの農業用ダムの利水機能の確保及び洪水調節機能強化のための農業水利施設の整備並びに流域治水対策に資する農業水利施設の整備
※老朽化した排水施設の改修等については、国営かんがい排水事業の他の事業メニューでも実施可能

- 実施要件：農業水利施設の新設、廃止又は変更で、次の全てに該当するもの
 - 次のいずれかの要件を満たすもの
 - ア 治水協定を締結済み又は締結する見込み
 - イ 流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は改定される見込みの水系で実施され、かつ、流域治水プロジェクトに本事業の対象施設が位置付けられた又は位置付けられる見込み
 - 治水協定ダムの洪水調節可能容量の増大又は流域治水の取組の強化
 - 受益面積が500ha（畑の場合は100ha）以上等
- 国庫負担率：農林水産省2/3、北海道・離島75%、沖縄・奄美90%等



- 事業名：国営総合農地防災事業（豪雨災害対策型）[「排水施設の活用」に限る]
- 実施内容：豪雨により排水能力不足が顕著となった排水施設の豪雨災害を防止するための排水施設の整備

- 実施要件：農業用排水施設の新設、廃止又は変更で、次の全てに該当するもの
 - 受益面積がおおむね3,000ha以上
 - 総事業費がおおむね100億円以上
 - 末端支配面積がおおむね300ha（畑の場合は100ha）以上
ただし、流域治水プロジェクトが策定された水系で実施するもの等の一定の要件を満たす場合にあっては、おおむね100ha以上
 - おおむね過去10年間に想定を上回る豪雨による農地、農作物及び農業水利施設に関する被害額が当該地域の農業取得額の10%を超過した地域で実施
- 国庫負担率：農林水産省2/3、北海道75%

- 事業名：水利施設整備事業（流域治水対策型）
- 支援内容：
 - 農業用ダムの洪水調節機能の運用に必要な水管理システムの整備や堆砂対策による貯水容量の確保、地区内の施設更新に併せた洪水調節機能の強化に資する農業水利施設の整備
 - 「田んぼダム」の取組地域において、湛水による営農への影響を最小限とする農業水利施設の基幹から末端までの一体的な整備
 - 流域治水の取組の推進に資する農業水利施設の整備

- 実施要件：農業水利施設の新設、廃止又は変更
 - 次の全てに該当するもの
 - ア 治水協定を締結済み又は締結する見込みがある水系で実施
 - イ 洪水調節に利用可能な容量の増大又は事前放流等の円滑な実施に必要な施設整備
 - ウ 緊急水管理システム整備事業については、河川管理者にデータを提供するための機器の整備に限り、治水協定により新たに整備を要するダム等
 - 受益面積がおおむね200ha以上でそのうちの5割以上で「田んぼダム」の取組が実施又は実施見込みであり、流域治水プロジェクトが策定された水系等に該当する地域で実施するもの
 - 次の全てに該当するもの
 - ア 流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するものであり、同プロジェクトに本事業の対象となる施設が位置付けられたもの又は位置付けられる見込みであること
 - イ 計画排水量の増大、洪水の速やかな流下、内水の速やかな排除等、流域治水の取組の推進に資すること
- 国庫負担率：農林水産省・北海道50%、沖縄80%、奄美65%等





排水路の整備



排水機場の整備

③ 基幹水利施設管理事業

目的		農業用ダムの活用 排水施設等の活用	事業 実施 主体	都道府県 市町村
				

- 事業名：基幹水利施設管理事業
- 支援内容：国営土地改良事業によって造成された地方公共団体が管理している施設のうち、大規模で公共・公益性の高い施設の管理に係る費用を支援
- 実施要件：
 - ダム、頭首工等及びこれらと一元管理を行う幹線用排水路であって、
 - (1) 一般型（次の全てに該当するもの）
 - ア 国により都道府県または市町村へ管理委託された施設
 - イ 1施設当たりの受益面積が概ね1,000ha以上（畑にあっては300ha以上）
 - ウ 非農地率概ね10%以上
 - エ 施設の規模等に係る要件に該当する施設又は流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設
 - (2) 特別型（次の全てに該当するもの）
 - ア 国により都道府県へ管理委託された施設
 - イ 1施設当たりの受益面積が概ね3,000ha以上
 - ウ 非農地率が概ね20%以上
 - エ それぞれの施設の区分ごとの規模要件に該当するもの
- 国庫負担率：
 - (1) 一般型：30%
(流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設は1/3)
 - (2) 特別型：1/3（平成7年度以前採択地区は40%）





農業用ダムの管理



頭首工の管理

④ 水利施設管理強化事業

目的		農業用ダムの活用 排水施設等の活用 ため池の活用	事業 実施 主体	都道府県 市町村
				

- 事業名：水利施設管理強化事業
- 支援内容：
 - (1) 農業水利施設の持つ多面的機能に対し、役割に応じた取組に係る費用を支援
 - (2) 流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業水利施設で実施する流域治水の取組に要する費用を支援
- 実施要件：
 - ダム、頭首工等及びこれらと一元管理を行う幹線用排水路であって、
 - (1) 一般型
 - 治水協定ダムの洪水調節機能強化の発揮及び地域防災計画に位置付けた施設の防災・減災機能を含む多面的機能の発揮等に対応した維持管理に係る費用の支援
 - (2) 特別型
 - 流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業水利施設（一般型の施設を除く）の流域治水にかかる次のア又はイの取組支援
 - ア 流域治水推進のための管理体制構築等に係るもの
 - イ 治水協定ダムの事前放流、農業用ため池の低水位管理、農業水利施設を活用した事前排水
- 国庫負担率：50%




排水機場の管理



排水樋門の管理

⑤ 農業水路等長寿命化・防災減災事業

目的	 排水施設等の活用 ため池の活用	事業実施主体	都道府県 市町村 土地改良区等
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------	-----------------------

■事業名：農業水路等長寿命化・防災減災事業
■支援内容：防災減災対策（流域治水対策）
 流域治水対策として、農業水利施設が持つ洪水調節機能等を発揮するために行う施設の整備等

■事業メニュー：
 流域治水対策のために行う施設の整備等
 (1) 農業用排水施設整備
 (2) 危機管理システム等整備（水位計等の観測設備の設置、遠隔監視システム等の整備）
 (3) 附帯安全施設整備（防護柵、避雷針等の附帯施設の整備）
 (4) 管理体制強化対策（施設の操作規程や操作マニュアルの策定又は豪雨による流入予測等の調査等で、上記（1）から（3）のいずれかのメニューと併せて行うもの）

■実施要件：
 流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設又はこの施設と一体的に効用を発揮する施設、機能発揮に必要な施設等として、次の全てを満たすもの

- ・総事業費が200万円以上
- ・受益者（農業者）が2者以上
- ・工事期間が最大3年

■国庫負担率：農林水産省・北海道50%、沖縄80%、奄美65%等




水位計の設置



水門の電動化

⑥ 農村地域防災減災事業

目的	 排水施設等の活用 ため池の活用	事業実施主体	都道府県 市町村 土地改良区等
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------	-----------------------

■事業名：農村地域防災減災事業
■支援内容：・湛水被害等を未然に防止するために行う用排水施設等の整備
 ・決壊等による被害の防止や洪水調節機能の強化等を目的とした農業用ため池の整備

■事業メニュー：（1）用排水施設等整備事業（湛水防除事業）
 （2）湛水被害総合対策事業
 （3）防災重点農業用ため池緊急整備事業
 （4）ため池洪水調節機能強化事業


■実施要件：
 (1) 受益面積が30ha（畑の場合は20ha）以上、総事業費5,000万円以上等
 (2) 受益面積の合計が20ha以上、過去10年間に2回以上の湛水被害が生じた地域であって、流域治水プロジェクトが策定された水系で実施するもの等
 (3) 受益面積が2ha以上かつ総事業費4,000万円以上等
 (4) 防災受益面積7ha以上、総事業費800万円以上、流域治水プロジェクトが策定された水系で実施するもの等

■国庫負担率：
 (1) 農林水産省50%等、沖縄80%、奄美2/3等、離島60%
 (2) 農林水産省50%等
 (3) 農林水産省50%等、沖縄80%、奄美2/3等、離島60%
 (4) 農林水産省50%等、沖縄80%、奄美2/3等、離島60%



農業用ため池の洪水調節機能を強化するための「洪水吐きスリット」設置状況

⑦ 農業競争力強化農地整備事業 ほか3事業

目的	 水田の活用「田んぼダム」	事業実施主体	地方公共団体等
----	------------------------------------------------------------------------------------------------	--------	---------

- 事業名：農業競争力強化農地整備事業
農地中間管理機構関連農地整備事業
国営農用地再編整備事業
農地耕作条件改善事業
- 支援内容：「田んぼダム」の取組の推進のために必要な畦畔、排水口、排水路等の整備を行う農地整備を支援

- 実施要件：
次の全てに該当するもの
- (1) 「田んぼダム」の取組等を定めた計画の策定
- (2) 受益面積の5割以上で「田んぼダム」の取組が実施又は実施見込み
- (3) 次のいずれかの流域治水対策を実施する区域
 - ア 流域治水プロジェクトが策定・公表された水系又は当該年度中に策定・公表される見込みの水系で実施
 - イ 治水協定の締結が完了している水系又は当該年度中に締結される見込みの水系で実施
 - ウ 地方自治体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置付けられたもの又は当該年度中に位置付けられる見込みのもの等
- 国庫負担率：定額、50%等





畦畔の再構築



排水口の整備

⑧ 多面的機能支払交付金

目的	 水田の活用「田んぼダム」  排水施設等の活用	事業実施主体	農業者及びその他の者で構成される活動組織等
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------	-----------------------

- 事業名：多面的機能支払交付金
- 支援内容：
 - (1) 資源向上支払（共同）（加算措置※を含む）
「田んぼダム」の取組の推進のため、地域共同で行う水田の落水口への調整板の設置、畦畔嵩上げ、これらの維持管理等を支援
 - (2) 資源向上支払（長寿命化）
老朽化が進む農業用排水路等の施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援

- 実施要件：
 - (1) 資源向上支払（共同）では非農業者の参画が必要 等
※加算措置（水田の雨水貯留機能の強化への支援）では次の全てに該当するもの
 - ア 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち、5割以上で「田んぼダム」を実施
 - イ 市町村による水田貯留機能強化計画の策定等（流域治水プロジェクトの計画等に「田んぼダム」の設置が位置付けられている地域は策定不要）
- 交付単価：
 - (1) 【資源向上支払（共同）】2,400円/10a（田・都府県）
※加算措置：400円/10a（都府県）
320円/10a（北海道）
 - (2) 【資源向上支払（長寿命化）】4,400円/10a（田・都府県）



排水調整板の設置



排水路側壁嵩上げ

事業制度一覧

事業名	事業主体	国庫負担率	実施内容・支援内容等
①国営かんがい排水事業	国	2/3 等	<ul style="list-style-type: none"> ・治水協定締結済み又は締結見込みの農業水利施設の洪水調節機能強化を図る整備 ・流域治水プロジェクトに位置付けられた又は位置付けられる見込みの農業水利施設の整備
国営総合農地防災事業	国	2/3 等	<ul style="list-style-type: none"> ・豪雨により排水能力不足が顕著となった排水施設の豪雨災害を防止するための排水施設の整備
②水利施設整備事業	都道府県、市町村、土地改良区 等	50% 等	<ul style="list-style-type: none"> ・治水協定締結済み又は締結見込みの農業水利施設の洪水調節機能強化などを図る整備 ・「田んぼダム」の取組地域における農業水利施設の基幹から末端までの一体的な整備 ・流域治水の取組の推進に資する農業水利施設の整備
③基幹水利施設管理事業	都道府県、市町村	1/3 等	<ul style="list-style-type: none"> ・国営土地改良事業によって造成された地方公共団体が管理している施設のうち、大規模で公共・公益性の高い施設の管理に係る費用を支援
④水利施設管理強化事業	都道府県、市町村	50%	<ul style="list-style-type: none"> ・農業水利施設の持つ多面的機能に対し、役割に応じた取組に係る費用を支援 ・流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業水利施設で実施する流域治水の取組に要する費用を支援
⑤農業水路等長寿命化・防災減災事業	都道府県、市町村、土地改良区 等	50% 等	<ul style="list-style-type: none"> ・流域治水対策として、農業水利施設が持つ洪水調節機能等を発揮するために行う施設の整備等
⑥農村地域防災減災事業	都道府県、市町村、土地改良区 等	50% 等	<ul style="list-style-type: none"> ・湛水被害等を未然に防止するために行う用排水施設等の整備 ・決壊等による被害の防止や洪水調節機能の強化等を目的とした農業用ため池の整備
⑦農業競争力強化農地整備事業 農地中間管理機構関連農地整備事業 国営農用地再編整備事業 農地耕作条件改善事業	国、都道府県、市町村、土地改良区 等	定額、50% 等	<ul style="list-style-type: none"> ・「田んぼダム」の取組の推進のために必要な畦畔、排水口、排水路等の整備を行う農地整備を支援
⑧多面的機能支払交付金	農業者及びその他の者で構成される活動組織 等	交付単価 共同：2,400円/10a等 ※加算措置 400円/10a 等 長寿命化：4,400円/10a等	<ul style="list-style-type: none"> ・「田んぼダム」の取組の推進のため、地域共同で行う水田の落水口への調整板の設置、畦畔嵩上げ、これらの維持管理等を支援 ・老朽化が進む農業用排水路等の施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援

お問い合わせ先（電話番号）

- ・ 国土交通省 北海道開発局 農業水産部 農業設計課 (011-709-2311)
- ・ 北海道 農政部 農村振興局 農村設計課 (011-204-5398)
- ・ 農林水産省 東北農政局 農村振興部 設計課 (022-261-8305)
- ・ 農林水産省 関東農政局 農村振興部 設計課 (048-740-0169)
- ・ 農林水産省 北陸農政局 農村振興部 設計課 (076-232-4722)
- ・ 農林水産省 東海農政局 農村振興部 設計課 (052-223-4635)
- ・ 農林水産省 近畿農政局 農村振興部 設計課 (075-414-9513)
- ・ 農林水産省 中国四国農政局 農村振興部 設計課 (086-224-9419)
- ・ 農林水産省 九州農政局 農村振興部 設計課 (096-300-6404)
- ・ 内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 農村振興課 (098-866-1652)

農林水産省 農村振興局 整備部 水資源課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL : 03-3502-8111 (内線5516)

国土交通省における取り組み事例紹介

国土交通省中村河川国道事務所

01

(2) 河川・ダム

01 流域治水の
加進化・強化

02 流域総合水管理
の推進

03 流域総合水管理を
横断的に支える取組

04 南海トラフ地震等の
大規模災害への対応

参考資料

特定都市河川制度を活用した流域治水の推進

- 「流域治水」の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法の中核をなす**特定都市河川浸水被害対策法**※1に基づき、**特定都市河川の河川指定を全国に拡大**。 ※1 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)
- 特定都市河川においては、河川管理者、下水道管理者、都道府県知事、市町村長等が構成員となる**流域水害対策協議会**で法的枠組みに基づき**流域水害対策計画**を共同で策定し、河川整備、下水道整備及び土地利用を含む流出抑制対策や規制※2等を連携して実施。
※2 雨水浸透阻害行為の許可及び雨水貯留浸透施設整備計画の認定、貯留機能保全区域の指定、浸水被害防止区域の指定など
- 引き続き、特定都市河川の指定を推進するとともに、**流域水害対策計画の内容の充実や実施の強化**に取組むことで実効性をより高める。

特定都市河川の指定等の状況

特定都市河川指定数 33水系403河川(令和7年8月1日時点)

【凡例】

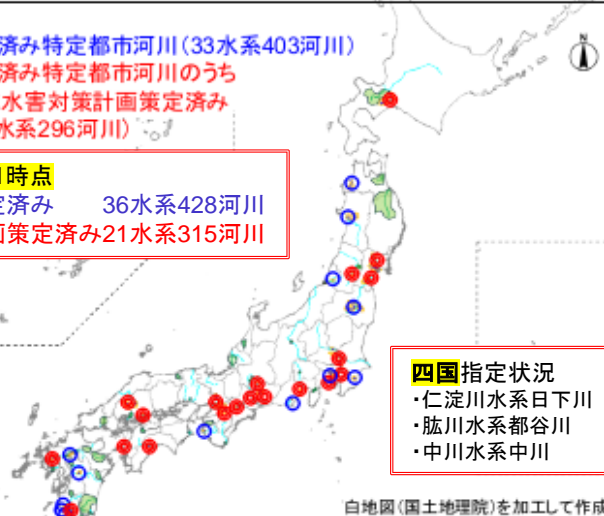
○: 指定済み特定都市河川(33水系403河川)

◎: 指定済み特定都市河川のうち
流域水害対策計画策定済み
(20水系296河川)

R8.1.1時点

○指定済み 36水系428河川

◎計画策定済み21水系315河川



四国指定状況

- ・仁淀川水系日下川
- ・肱川水系都谷川
- ・中川水系中川

白地図(国土地理院)を加工して作成

道庁指定	知事指定
北海道	千歳川(北海道)
東北地方	高城川(宮城県)、石子沢川(山形県)、取道堂川(福島県)、多田川(宮城県)、逢瀬川(福島県)、谷田川(福島県)、中村川(青森県)、田代物川(秋田県)
関東地方	鶴見川(東京都、神奈川県)、中川・綾瀬川(茨城県、埼玉県、東京都)、境川(東京都、神奈川県)、引地川(神奈川県)、一宮川(千葉県)、林治川(群馬県)
北陸地方	鳥川(新潟県)、若川(新潟県)、木田沢川(新潟県)
中部地方	新川(愛知県)、巴川(静岡県)、境川(愛知県)、横瀬川(愛知県)、赤川(三重県)
近畿地方	大和川(奈良県)、芥川(京都府、大阪府)、榑原川(大阪府)、西川(和歌山県)
中国地方	本川(広島県)
四国地方	都谷川(愛媛県)
九州地方	甲突川(鹿児島県)、新川(鹿児島県)、稲荷川(鹿児島県)、下町瀬川(福岡県)、金丸川(福岡県)、竜野川(熊本県)

特定都市河川制度等の活用の推進

I. 特定都市河川指定の推進

- 河川整備のみでは十分な対応が困難な河川が全国的に存在 → ○特定都市河川の指定を促進

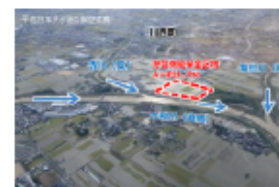
II. 流域水害対策計画の質的充実及び実施の強化

- 流域水害対策計画における、対策の実施状況等に濃淡 → ○各取組の進捗状況の公表、見える化
○各取組における役割分担の明確化
- 水災害ハザードエリア等における土地利用・住まい方 → ○計画策定段階における河川部局・まちづくり部局の連携強化
- 貯留機能保全区域指定にあたり土地所有者等の負担が大きい → ○貯留機能保全区域の指定に向けた土地所有者等の負担軽減・緩和のための支援
○先事例の取組を横展開

【先事例】 貯留機能保全区域の指定～大和川流域～



指定された区域11.6ha(田原本町)



指定された区域3.7ha(川西町)

その土地が元来有している貯留機能を阻害するおそれのある行為(盛土等)に対して届出により事前に把握するとともに、必要な助言・勧告を行い、土地の貯留機能を保全するために制限

※土地所有者の同意を得て、令和6年7月30日現在

資料① p13

01

(2)河川・ダム

01 流域治水の
加速化・顕化

02 流域総合水管理
の推進

03 流域総合水管理を
横断的に支える取組

04 南海トラフ地震等の
大規模災害への対応

参考資料

特定都市河川制度を活用した流域治水の推進(貯留機能保全区域の指定推進)

新規事項

- 著しい浸水被害が想定される流域では、水害リスクを踏まえた土地利用を促進して保水・遊水機能を保全するため、特定都市河川浸水被害対策法に基づく貯留機能保全区域の指定等の取組を推進することが重要。
- 土地所有者等の負担を緩和・軽減するなど、貯留機能保全区域の指定促進のための支援制度を拡充し、区域指定等に係る合意形成の促進を図る。

特定都市河川制度の運用

- 特定都市河川の指定河川数は、法改正以降に約6倍へ増加
- 一方、貯留機能保全区域の指定は3地区にとどまっている



貯留機能保全区域指定の際の課題

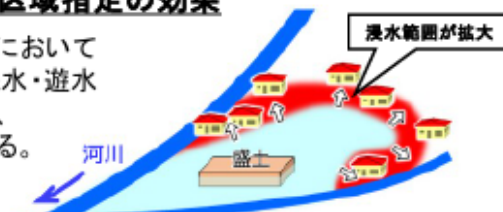
- 保水・遊水機能を発揮した際、区域外での浸水被害が軽減する一方で、区域内には土砂堆積やゴミ流入等の課題が発生
- 地域を支える機能を維持する負担が土地所有者等に偏っている



- 《土地所有者に課される制約》
- ・貯留機能を維持するための対応
 - ・盛土等の行為の届出義務

区域指定の効果

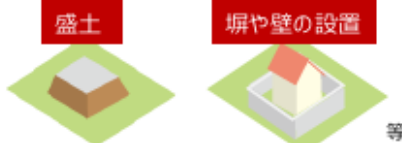
過去から地域社会において保全されてきた、保水・遊水機能のある低地が、近年失われつつある。



(貯留機能保全区域)

土地所有者の同意の上、都道府県知事等が指定

貯留機能保全区域内において、届出が必要となる行為



これまでの負担軽減等の措置

- 《税制》固定資産税等の減免に関する特例措置
- 《予算》地方公共団体が実施する区域内の排水施設整備等

新たな制度による対応

《予算》特定都市河川浸水被害対策推進事業の拡充等

貯留機能保全区域の指定を促進するために、区域指定後の土地所有者等の負担を市町村、民間事業者等が緩和・軽減するための活動等に対する支援制度を拡充【制度拡充】

資料① p74

流域治水の取り組み(報道関係者と連携)

報道関係者と連携した流域治水の周知・理解促進の事例(「流域治水大使」の任命)

- 令和6年10月20日、「高梁川流域治水シンポジウム」において「高梁川流域治水大使」を任命。
→大使には、地元ケーブルテレビのアナウンサーが就任
- 令和6年2月10日、「太田川水系・小瀬川水系流域治水大使任命式」において「太田川水系・小瀬川水系流域治水大使」を任命。
→大使には、地域放送局等で気象キャスターを務める気象予報士が就任。

高梁川流域治水大使任命式(高梁川流域治水シンポジウム)



地元ケーブルテレビのアナウンサーに高梁川流域治水大使の任命書を授与させて頂くとともに、高梁川流域治水大使による今後の普及・広報活動への意気込みを宣言して頂いた。また、シンポジウムでは流域治水模型の実演と流域治水の取組紹介なども行われた。



流域治水大使と事務所職員による流域治水模型を用いた実演状況

太田川水系・小瀬川水系流域治水大使任命式

流域治水大使任命式の様子



地域放送局等で気象キャスターを務める気象予報士に太田川水系・小瀬川水系流域治水大使の任命書を授与させて頂くとともに、普段から心がけている防災についてトークセッションが行われた。また、SNSでもハッシュタグにより流域治水の情報発信が大使により行われた。

大使のSNSでも流域治水に係る情報発信



資料① p10

関係者の協働を駆動する流域治水の取組事例(好循環)

流域治水オフィシャルサポーター制度について

- 流域治水に取り組む企業等や流域治水の取組を支援する企業等を幅広く周知するとともに、流域治水に資する取組を促進するため、オフィシャルサポーター制度を令和5年度に創設。
- 流域治水の推進に取り組む企業等をオフィシャルサポーターとして認定し、その取組を国土交通省ウェブサイト等で紹介するほか、企業等の活動において、オフィシャルサポーターである旨を明記することが可能。
- 令和7年度流域治水オフィシャルサポーターとして148の企業・団体等を認定。

中村河川で作成した絵本も活用されています！



企業WEBページでの周知活動



イベント時のチラシ / パネル展示



流域治水オフィシャルサポーターの活動例

令和7年度 認定企業・団体数：148

社内研修 / 外部向けセミナー開催



交流会の開催



▶ 取組発表やポスター展示を実施
資料①_p18.

流域治水の取り組み(オフィシャルサポーター制度)

オフィシャルサポーター認定企業・団体の一部(R7.5.21時点:148認定)

本省HPより 実施内容

サポーターとしての活動を希望する企業等は、次のいずれかの取組を通じて「流域治水」に関する周知活動等を実施するものとします。

- (1) 企業等のWeb ページ、SNS、広報誌、ポスター等への情報掲載
- (2) 流域治水に関する広報資料の配布・掲示、アナウンス等
- (3) 各種イベント、セミナー、学会、講座、研修等での紹介
- (4) 貯留施設の設置など自らの流域治水に資する取組
- (5) 流域の上流地域と下流地域の連携を推進する取組
- (6) 自治体等との防災協定の締結、避難所としての場所の提供等防災活動への積極的な参加
- (7) その他、流域治水の優良な活動についての周知など流域治水に資すると国土交通省が認める取組

- 認定業者は建設会社や建設コンサルタンツの他、資材・機器メーカーや保険会社、報道関係機関、ハウスメーカー、観光協会、NPO等。
- 具体的な実施内容は、水害リスク情報の提供、雨水浸透材料等の開発、勉強会の実施(講師含む)、工場や現場見学会実施、里山保全活動等。

四国で認定されているオフィシャルサポーター

認定番号	企業・団体等	電話番号	取組内容(予定含む)	主な活動地域
			<ol style="list-style-type: none"> (1) 企業等のWeb ページ、SNS、広報誌、ポスター等への情報掲載 (2) 流域治水に関する広報資料の配布・掲示、アナウンス等 (3) 各種イベント、セミナー、学会、講座、研修等での紹介 (4) 貯留施設の設置など自らの流域治水に資する取組 (5) 流域の上流地域と下流地域の連携を推進する取組 (6) 自治体等との防災協定の締結、避難所としての場所の提供等防災活動への積極的な参加 (7) その他、流域治水の優良な活動についての周知など流域治水に資すると国土交通省が認める取組 	80全国 81北海道 82東北 83関東 84北陸 85中部 86近畿 87中国 88四国 89九州 90沖縄
13	三井共同建設コンサルタンツ株式会社	03-3495-1321	引き続き、WEBページや当社発行のテクノロジーレポートにおいて、流域治水に関する情報を掲載。(約半年毎)	82東北、83関東、84北陸、85中部、86近畿、87中国、88四国、89九州、90沖縄
121	四国建設コンサルタンツ株式会社	088-683-3322	地域住民との定期的な避難訓練の実施	88四国
126	株式会社 環境防災	088-632-0111	国土交通省四国地方整備局(地質)、徳島県(測量、設計)との災害対応協定	88四国
135	阿南測量設計株式会社	088-678-2707	小型水位計の製造と販売	88四国
145	株式会社 荒谷建設コンサルタンツ	082-292-5481	国土交通省、地方自治体との災害協定の締結を行い、災害発生時の迅速な対応を行う。	87中国、88四国

流域治水オフィシャルサポーター制度の更なる普及に向けて

オフィシャルサポーター制度HP

流域治水オフィシャルサポーター制度 - 国土交通省水管理・国土保全局
 (<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/supporter.html>)

まずはオフィサポを
 知ることから始めよう!!



名刺に流域治水マークを
 入れてみよう!!

流域治水ロゴ - 国土交通省水管理・国土保全局
 (<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/logo.html>)



- ・流域治水ロゴマークを使用する場合は、使用規定、使用規定細則、使用ガイドラインをよく読んで使用してください。
- ・都道府県や市町村の方が名刺にロゴマークを使用することに問題はあります。

- ・事務局としても今回のアンケート結果を踏まえて、制度の拡充や活用方法について検討を行っていきます。
- ・流域治水の更なる推進には各地方整備局や関係部局、自治体の方々と企業・団体等の協力が不可欠です。
- ・まずは流域治水オフィシャルサポーター制度を理解し、皆さんがサポーター制度を普及する立場になりましょう。



- ・制度の概要や活用方法
- ・サポーター企業・団体に関する問い合わせ

オフィシャルサポーター制度に関することであれば何でもお問い合わせください。

【問い合わせ先】

流域治水オフィシャルサポーター事務局

水管理・国土保全局

治水課 武田 (内線35582) 児島 (内線35685)

代 表 : 03-5253-8111 直通 : 03-5253-8452

E-mail : hqt-ryuiki_chisui_supporter_r@gxb.mlit.go.jp

(■を@に置き換えてください。)

資料①_p22



流域治水の取り組み事例(四国)